

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第12号の上程、説明、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第9、議案第12号 松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第12号は、松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8番（土屋清武君） 動議。この議案第12号は周辺整備、廃棄物処理施設周辺整備基金の内容ですけれども、実質は、これは、この基金自身が雲見区の基金でありまして、この取崩しは、いま課長が説明したとおり区の方で使うというような内容でございます。

ですので、この関係につきましては区の総会で議決されているものですから、この条例の一部改正につきましては、質疑、討論を省略して、採決に入っていただきたいと思っております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） ただ今土屋議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされ、所定の賛同者がおりますので動議は成立しました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第12号 松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---